

大型車の車輪脱落事故防止に係る 「ホイール・ナットの緊急点検」実施について

1. ホイール・ナットの緩み緊急点検

会員事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイール・ナットが規定のトルクで締付けられていることを、トルクレンチを使用して点検してください。（トルクレンチを保有していない場合には、最寄りの整備工場など、トルクレンチが備わっているところで実施してください。）

なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を実施した場合には、冬用タイヤ交換後、50～100km 走行後に点検してください。

2. 緊急点検の実施期間

令和4年度の東北運輸局管内車輪脱落事故発生状況（速報値）によりますと、令和4年4月から令和5年3月までに発生した車輪脱落事故54件のうち、12月から2月の間に36件（66.6%）と集中して発生していること、また、冬用タイヤの交換平準化の観点から、緊急点検の実施時期を次のとおりといたします。

緊急点検実施期間・・・令和5年10月10日（火）から令和6年2月29日（木）まで

3. 報告

上記1. で実施したホイール・ナットの規定トルクでの締め付けについて、緊急点検実施期間中に点検・整備した結果を、別紙「結果報告書」に記入し、令和6年3月1日（金）までに青森県トラック協会宛に報告してください。

以上